

請 書 (案)

- 1 作業名 九州森林管理局 庁舎害虫駆除作業
- 2 履行場所 九州森林管理局 熊本市西区京町本丁2番7号
- 3 契約期間 契約締結の日から令和9年1月30日まで

請負金額 金 _____ 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)

上記の作業について次の各項を遵守のうえ請負いたします。

令和 年 月 日

(発注者)

支出負担行為担当官
九州森林管理局長 眞城 英一 殿

(請負者)

住 所
氏 名

記

- 第 1 条 請負人は、別紙害虫駆除作業内訳書に基づき監督員の指示に従い、作業を完了させます。
- 第 2 条 作業に必要な仮設物の設置のため、国または民地を使用する場合は、請負人において承諾を得ます。
- 第 3 条 作業用の材料は、すべて監督員の検査済みのものを使用します。
- 第 4 条 事業上の都合により作業内容を変更し、もしくは作業を一時中止し、または打ち切られても異議はありません。
- 第 5 条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 請負者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、発注者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 発注者は、請負者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 請負者から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定のその他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 発注者は、請負者による売掛債権の譲渡後も、請負者との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てない者とし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら請負者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467号若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 前項1項ただし書に基づいて請負者が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第6条 天災その他、不可抗力により、作業期間内に作業を完了することができないときは、事由を付して作業期間の延長を協議します。

第7条 前条以外の理由により作業工期を延長したときは、最終の請負金額に対し遅滞日数に応じ年5.00%の割合で違約金を支払います。

第8条 作業が完了したときは、立会のうえ検査を受けます。

第9条 請負金の支払いは、前条の検査に合格した後、適法な支払請求書を提出し、発注者がこれを受理されてから30日以内といたします。

2 前項の期間内に代金の支払いが出来ないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該代金に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として申し受けます。

ただし、100円未満の端数は切り捨て、総額が100円未満の場合は支払不要です。

3 請負金の支払い回数は、最大2回までといたします。

第10条 作業上の契約不適合責任については、発注者の指示により、履行の追完（修復又は補修）をいたします。

第11条 この作業に関し契約不履行、不正行為等があり契約を解除された時は請負代金の100分の10に相当する違約金を徴収されても異議ありません。

第12条 請負者は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 請負者は前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

3 請負者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

4 請負者は委託事業達成のため、再々委託は又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第1項の承認の後、速やかに発注者に届け出なければならない。

5 請負者は再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。

6 発注者は第二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、請負者に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が上記3に規定する委託費の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各項の規定は、適用しない。

第13条 請負に関し、疑義が生じた場合は、発注者の指示に従います。

害虫駆除作業内訳書（1回目）

実施場所	数 量	実施方法、使用薬剤
事務室等	3,825m ²	噴霧 エクスマン乳剤 水性サフロチン乳剤
倉庫・会議室等	3,291m ²	
マンホール（地上）	5箇所	
排水溝（側溝）	105m	

害虫駆除作業内訳書（2回目）

実施場所	数 量	実施方法、使用薬剤
事務室等	3,825m ²	噴霧 エクスマン乳剤 水性サフロチン乳剤
倉庫・会議室等	3,291m ²	
マンホール（地上）	5箇所	
排水溝（側溝）	105m	
マンホール （地下機械室等）	20箇所	殺虫プレート 配置